

# 《今後のために知っておきたい 成年後見制度について》

高齢者や障がいのある方が、住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるように、「成年後見制度」についてご紹介します！

## 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力に支障がある方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。



## どんなとき後見制度を利用するの？

- ・認知症等の理由により、金銭管理や不動産等の処分ができないとき
- ・介護サービスの利用契約や施設入所契約ができないとき
- ・不必要な高額商品の購入契約を取り消したいとき など

## どこに申請するの？



最寄の家庭裁判所に申請します。  
地域包括支援センターや法テラスで、あらかじめ相談することができます。

※申し立てには費用がかかりますが、経済的に負担が困難な場合には、町が代わって一時立替や負担できる場合があります。  
《沼田町成年後見制度利用支援事業》

## まずは相談を！

### 相談先

- ・沼田町地域包括支援センター（役場保健福祉課）  
電話 35-2120
- ・法テラス（日本司法支援センター）  
電話 050-3383-5566（法テラス旭川）